

水沢地区振興会規約

(名称)

第1条 本会は、水沢地区振興会と称し、事務局を水沢公民館におく。

(目的)

第2条 本会は、水沢地区の振興に寄与する諸施策を策定し、その推進と実施にあたる。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的のため、次の事業を行う。

- (1) 産業建設（農林水産・建設・商工・観光）事業の振興に関すること。
- (2) 厚生環境（福祉・福利）事業の振興に関すること。
- (3) 総務文教（教育・文化・防災・交通・広報）事業に関すること。
- (4) 各種事業の要望、請願、陳情、計画に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要なこと。

(会員及び代議員)

第4条 本会は、水沢地区の全世帯を会員とし、集落の長が代議員としてその任にあたる。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 代議員 各集落総代 (25集落)

(役員を選出)

第6条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 地域代表10名を選考委員とし会長・副会長を選任し、総会の承認を得る。
- (2) 常任委員は、地域代表10名、水沢商工会代表3名、農業委員代表1名、農業関係代表1名、地区小中学校長代表1名、公民館代表1名、保育園関係代表1名、福祉施設関係代表1名、地区福社会代表1名、地区消防防災関係代表1名、地区交通防犯関係代表1名、地区体育協会代表1名、高齢者代表1名、各種団体及び女性から3名以内を選出し、総会の承認を得る。

地域代表

- 第1地域 3名（水沢、馬場、珠川、市ノ沢、中在家、大石、当間）
- 第2地域 4名（太田島、土市、新宮、幸町、姿、安養寺、細尾、南雲）
- 第3地域 3名（伊達、大黒沢、大黒沢東、小黒沢、天池、池ノ尻、漆島、野中、池沢、鎌柄沢）

- (3) 監事2名は、総会において選出する。
- (4) 事務局(会計)は会長が指名する。

(役員任期)

第7条 本会の役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。(集落総代は1年とする。)
- (2) 他の職名を有している役員については、その任期中とする。
- (3) 役員に欠員を生じたときは補欠を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

- (4) 役員はその任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。
- (5) 任期の変動は総会で決める。

(役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
副会長は産業建設、厚生環境、総務文教委員会の代表を務める。
- (3) 常任委員は、総会に提出する事項及び会務の緊急かつ重要な事項を審議する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査し総会で報告する。

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は若干名とし、歴代会長、有識者を常任委員会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 顧問は会長の諮問に応じる。

(会議)

第10条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、常任委員、代議員、市議会議員をもって行う。
- (2) 幹事会は会長、副会長、各委員会副委員長、市議会議員、事務局で構成する。
- (3) 常任委員会は、第6条(2)の委員で構成する。
- (4) 会議は必要な都度会長が召集し、議長は会長がその任にあたる。ただし、総会議長は常任委員の中から選出する。

(部会及び特別委員会)

第11条 本会は第3条の事業を推進するため、常任委員を専門委員会(産業建設、厚生環境、総務文教)に委嘱し、委員会及び特別委員会を構成し、事業について審議する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄附金、市からの交付金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃等)

第14条 本会則の改正は、常任委員会の承認を得て総会の議決を得る。
本会則の定めその他は、必要に応じて会長が別に定める。

(附 則)

1. 本会の発足は、昭和37年7月1日とする。
2. この改正規約は、昭和58年7月4日から施行する。
3. この改正規約は、昭和59年4月5日から施行する。
4. この改正規約は、昭和63年4月9日から施行する。
5. この改正規約は、平成9年4月21日一部改正する。
6. この改正規約は、平成18年5月16日一部改正する。
7. この改正規約は、平成24年4月27日一部改正する。
8. この改正規約は、平成25年5月9日一部改正する。
9. この改正規約は、平成26年4月24日一部改正する。